

平成27年6月25日
障害福祉担当部

世田谷区立総合福祉センター機能・業務移行計画について

(付議の要旨)

梅ヶ丘拠点の整備に伴う世田谷区立総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)の廃止に向けて、これまで総合福祉センターが担ってきた役割や機能を整理し、計画的かつ円滑にサービスの質を低下することなく機能移行を進めるため、基本的考え方及び具体的な機能移行計画について関係所管において検討を行い、とりまとめたので報告する。

1. 主旨

総合福祉センターは、平成元年に開設して以来、乳幼児から高齢世代にわたる障害者に対して、相談や訓練を実施するとともに、障害者の相互交流や障害者団体の活動等を総合的に支援するための専門機関、区の中核施設として役割を担ってきた。しかし、区は都立梅ヶ丘病院跡地に保健医療福祉サービスの全区的な拠点を整備する方針を定め、平成31年度の開設に向け準備を進めているところであり、総合福祉センターがこれまで担ってきた役割の大部分を梅ヶ丘拠点が担っていくことになることから、総合福祉センターは平成31年3月に廃止することが決定されている。

そこで、総合福祉センターの機能を梅ヶ丘拠点等へ計画的に移行するため、区及び総合福祉センターの指定管理者である(公財)世田谷区保健センターが協働して総合福祉センター機能・業務移行検討委員会を設置し移行計画をとりまとめた。

2. 内容

別紙「世田谷区立総合福祉センター機能・業務移行計画について(概要)」のとおり。

3. 機能・業務移行先の設定

機能・業務移行計画の検討・策定にあたり、総合福祉センターで実施している全事業の目的・事業手法・利用実績等についての精査を行い、それぞれの事業を 梅ヶ丘拠点の民間施設棟に移行する機能 梅ヶ丘拠点の区複合棟に移行する機能 地域の民間機関等において担う機能の3つに分類した。

4 . その他

梅ヶ丘拠点の整備において、区複合棟は工期が延伸されることになったため、区複合棟に機能移行を予定している専門相談、施設貸出による団体活動支援などについては、区複合棟が竣工するまでの間、代替の施設で移行予定の事業を行うなど、利用区民への影響がないよう対応する。

5 . 今後のスケジュール（予定）

- ・平成27年7月7日 常任委員会報告
- ・平成27年7月下旬 総合福祉センター利用者説明会